

県民から寄せられた意見（パブリックコメントの結果）

1 意見募集（パブリックコメント）の実施状況

(1) 募集期間

平成 23 年 9 月 17 日（土）～10 月 7 日（金）

(2) 周知等

- ア 県ホームページ等への掲載
- イ 県庁及び県内の各県事務所（農林水産事務所など 7 ヲ所）での資料閲覧
- ウ 各市町担当窓口等での案内掲示
- エ その他（新聞報道）

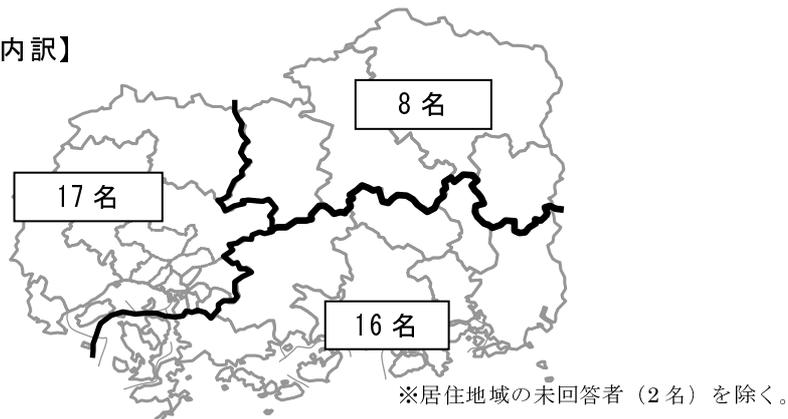
(3) 意見の提出方法

- ア 「郵送」・「ファクス」・「電子メール」による意見用紙の提出
- イ 電子申請システム（PC・携帯電話）による提出

2 募集結果

(1) 意見提出者数：43 名（郵送：4，ファクス：12，電子メール：4，電子申請：23）

【地域別内訳】



(2) 意見数：74 件（同一者から複数の意見が出されている場合があるため、提出者数と意見数は合致しない。）

(3) 意見一覧

①ひろしまの森づくり事業のこれまでの取組について【11 件】	
1	これまでの取組は、とても良い試みである。(2 件)
2	水源の涵養等の面からも、この事業は重要である。
3	この事業で手入れをしてもらって、大変ありがたい。(2 件)
4	里山林整備の効果として、景観の向上に加えて、関心が高くなった。
5	荒廃森林の間伐・枯れ松の伐倒等は、住民にとっては特に意義のある事業であった。
6	この森づくり事業は、心の安心やゆとりに繋がる目に見えない効果も窺えるものである。
7	この事業により、市民が森を大切に、森を守る意識の動機付けとなった。
8	森づくり県民税が、森林ボランティア活動の活性化の押し上げに繋がっている。
9	県産材住宅の助成制度は、森林保全のための税（県民負担）の用途としては適当ではない。 (※②今後のあり方へ再掲)

②ひろしまの森づくり事業の今後のあり方について【63件】※件数は、「意見9」の再掲を含む。

○継続の是非について(14件)

継続すべき(11件)

- | | |
|----|---|
| 10 | 子供に緑豊かな未来を引き継いでいくためにも、継続するべきである。 |
| 11 | 自然との共生共栄を図るため、今後も長期に亘り重要である。 |
| 12 | 自己所有の森林に労力・資金を投資できる環境が整っていないため、継続するべきである。(3件) |
| 13 | 森林の現状を鑑み、森林機能の維持・発揮のため、今後も継続するべきである。(4件) |
| 14 | ボランティア活動を通じて、地域一体の理解が必要であると感じており、継続するべきである。 |
| 15 | 里山林整備事業は、地域住民のためになる数少ない制度であり、継続するべきである。 |

廃止すべき(2件)

- | | |
|----|-------------------------------|
| 16 | 森づくり税は「5年間」の約束であって、延長は認められない。 |
| 17 | 周辺や山間部を見ても、何も変わっていない。 |

その他(現状では反対)(1件)

- | | |
|----|--|
| 18 | 現状維持ありきでなくゼロベースで検討すべきであるので、現状では存続に反対である。 |
|----|--|

○事業内容・方法等について(49件)※件数は、「意見9」の再掲を含む。

事業方針・要件等の見直し(18件)

- | | |
|----|--|
| 19 | 森林の持つ災害防止、水源涵養機能を維持して、安心して暮らせる県にしてほしい。(2件) |
| 20 | 本県の森林の将来像を明らかにした上で、必要な公的制度を考えることが必要である。 |
| 21 | いつまで森林整備を続ければ解消され、県民負担はなくなるのか。 |
| 22 | 私たちの身近なところ、目につくところで有効に使っていただきたい。(2件) |
| 23 | 花粉症の原因であるスギやヒノキを他の木に変えてほしい。 |
| 24 | 事業を拡大して整備面積を増やしてはどうか。 |
| 25 | 広島県の山林を、他国の個人や企業が買い集めているような事例はないか。 |
| 26 | 県内の中南部の地域に対して、予算をつけて整備を行っていくべきである。(2件) |
| 27 | 林業が成り立つとされる森林も整備対象とするべきである。 |
| 28 | 事業要件(15年以上手入れがされていない等)を緩和して、整備対象を広げるべきである。(2件) |
| 29 | 国庫補助制度の改正に対応した事業展開(保育間伐の継続)を実施していただきたい。 |
| 30 | 所有者不明の森林への対応を検討するべきである。 |
| 31 | 新規参入者にとって、使いやすい制度とするべきである。 |
| 32 | すべての支出に対して「領収書」の添付が継続する上で必須の条件である。 |

広報・啓発活動の充実(9件)

- | | |
|----|--|
| 33 | 広報活動を充実させ、もっと県民にわかりやすく説明するべきである。(3件) |
| 34 | 森林整備の専門家である森林組合への積極的な周知と意見交換を行うべきである。 |
| 35 | 事業実施を通じた広報・啓発活動が重要である。(里山マップ作成、森と海をテーマとした事業、子供たちを対象とした啓発・体験活動、自然歩道の充実など)(5件) |

里山づくりへの事業展開(3件)

- | | |
|----|---|
| 36 | 「里山づくり」や「ふるさとづくり」になるような事業展開を期待します。 |
| 37 | 農家や営農集団と連携した森林や里山の整備に、この県民税を活用していただきたい。 |
| 38 | 市町の領域を超えて、又は今後の里山や森林の再生に繋がる事業が実施できる体制・制度が必要である。 |

NPO・ボランティア・企業の森づくりへの支援(3件)

- | | |
|----|---|
| 39 | NPO・ボランティア団体の活動に対する支援・バックアップ等をお願いしたい。(2件) |
| 40 | 企業の森づくりを県内各地へ発展させるような取組を期待します。 |

間伐材・県産材の利用周知・拡大(3件)	
41	建築事業者に対して、積極的に県産材利用のアピールをしていただきたい。
42	公共建築物等への木材利用を進める具体的な取組について検討していただきたい。
43	県産材住宅への助成制度の広報が足りないのではないか。また、助成だけでなく、減税制度も導入してほしい。
間伐材・県産材の利用促進の見直し(2件)※件数は、「意見9」の再掲を含む。	
44	間伐材を利用するのは本当に森づくりに繋がるのか。
(再掲)	県産材住宅の助成制度は、森林保全のための税(県民負担)の用途としては適当ではない。
松枯れ対策の事業拡大(5件)	
45	松枯れの山の整備をしてほしい。(3件)
46	道路際の枯れ松を処理することも考えてほしい。(2件)
竹林整備の事業拡大(2件)	
47	国・県管理地を含めて、放置竹林の伐採に対する支援を検討していただきたい。(2件)
野生生物との共生に向けた事業拡大(2件)	
48	イノシシのバツファゾーンなどに使用できないのか。
49	熊や猪のえさになる木を植えたりドングリを撒くなどしてほしい。
県民負担(税率)等の見直し(2件)	
50	必要性をきちんと説明し効果を検証した上で税額を上げて、事業の充実を図るべきである。
51	法人の税率は最低5%として、それ以外の寄付も認める制度とするべきである。
③その他【1件】	
52	報告書の「財源」という表現について、事業費負担者(県民)の視点からすると適切ではない。

- ・ 同様の趣旨の意見は、まとめて集約している。
- ・ 複数の区分にまたがる意見は、その内容から判断して区分整理を行っている。
- ・ 森づくり税・事業に直接関係のない意見については、省略している。
- ・ 「③その他」(52)については、報告書本文の関係箇所を、森づくり事業の趣旨である『県民参加』(担い手(県民)の理解と協力)の視点に立った表現へ修正した。